

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）（令和3年度以降の申請）実施要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">(制定) 令和3年3月24日付2環地次第632号 <u>(改正) 令和4年3月18日付3環地次第755号</u></p> <p>第1から第2（現行のとおり） 第3 用語 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>1 水素を活用したスマートエネルギーエリア 業務・産業用燃料電池から発電した電力及び発電に伴い発生した熱を活用することにより、平常時においてエネルギー効率の向上による省エネルギーを実現し、災害時等において系統電力（電気事業者が保有する電線路を介して供給される電力をいう。）が途絶えてもエネルギー供給を確保することができるエリア</p> <p>2（現行のとおり） 3 民間事業者 都内に事業所又は事務所を有する法人（<u>国及び地方公共</u> 団体を除く。）又は個人の事業者</p> <p>第4 本事業の<u>具体的な</u>内容</p> <p>第4 1から第7（現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和3年3月24日付2環地次第63号） この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則（令和4年3月18日付3環地次第755号）</u> <u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(制定) 令和3年3月24日付2環地次第632号</p> <p>第1から第2（現行のとおり） 第3 用語 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>1 水素を活用したスマートエネルギーエリア 業務・産業用燃料電池から発電した電力及び発電に伴い発生した熱を活用することにより、平常時においてエネルギー効率の向上による省エネルギーを実現し、災害時等において<u>も</u>系統電力（電気事業者が保有する電線路を介して供給される電力をいう。）が途絶えてもエネルギー供給を確保することができるエリア</p> <p>2（現行のとおり） 3 民間事業者 都内に事業所又は事務所を有する法人（<u>国、地方公共団体、独立行政法人並びに国の出資及び費用負担の比率が50%を超える法人</u>を除く。）又は個人の事業者</p> <p>第4 本事業の内容</p> <p>第4 1から第7（現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和3年3月24日付2環地次第63号） この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>